

## 一般財団法人富山県バスケットボール協会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）定款第49条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに事務局職員等が業務のため、国内出張を命ぜられた場合の旅費その他必要な事項を定めるものとする。

(出張)

第2条 出張とは、役員、事務局職員等が業務のため居住地を離れて旅行することをいう。

(旅費の支給)

第3条 役員、事務局職員等が出張したときは、帰着後に旅費を支給する。ただし、チーム帯同などチーム関係者として出張したときは、当該日の旅費を支給しない。

2 旅費は、交通費（鉄道運賃、船賃、航空賃及び車賃）、日当及び宿泊料とする。

3 旅費の支給は、別に定める旅費精算書により請求するものとし、請求のないものについては支給しない。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により、別表に定めるとおり出張に要する経費を計算する。ただし、業務の都合又は天災若しくは事故その他やむを得ない場合は、その現による経路及び方法により計算する。

2 交通費は、地域性を考慮し、車を使用することができるものとする。

3 日当は、出発日から帰着日までの日数に応じて計算し、同一日に2回以上の出張をした場合は、いずれか高い方の額を支給する。ただし、別に定める一般財団法人富山県バスケットボール協会の諸謝金等に関する規程に基づく謝金が支払われる場合は、支給しない。

4 宿泊料は、出張中の夜数に応じて計算する。

(交通費)

第5条 新幹線及び在来線の特急列車は片道70キロメートル以上において、在来線の急行列車は片道50キロメートル以上を利用したとき、当該列車の利用料金を支給する。

2 自己の車を使用した場合は、次の各号において支給する。

(1) 県外出張のときは、居住地から会場地までの往復距離（片道距離1キロメートル未満を切捨て2倍とする。）に1キロメートル当たり20円を乗じて得た金額に加え、そのほかの利用料金等が発生した金額を支給する。ただし、高速道路料金の利用明細書は提出不要とし、駐車料金等の領収書は提出を必要とする。

(2) 県内出張のときは、別に定める交通費を支給する。

(3) 居住地から会場地までの片道距離の算出に当たっては、距離計算ソフト（NAVITIME 推奨）を利用する。

(日当)

第6条 日当は、実働日のみの支給とする。

(宿泊料)

第7条 宿泊料の額は、実費を支給するものとし、車中又は船中において宿泊したときは、当該宿泊料は別表に定める額の10分の8に相当する額とする。

(旅費の前渡し)

第8条 専務理事が必要と認めたときは、旅費の概算額を前渡しすることができる。

2 前項の規定により旅費の概算額の前渡しを受けたものは、帰着後速やかに精算しなければならない。

(国外出張)

第9条 国外への出張の旅費については、別に定める。

(補則)

第10条 審判委員会、TO委員会及び育成委員会の強化・育成事業における県外出張の旅費については、この規程の範囲内において補助することができるものとする。

2 この規程は、委員会、部会及び特別委員会が主管する県内事業（会議、講習会、競技会等）にかかる本協会委員の旅費支給について準用する。

3 本協会加盟の連盟等が主催又は主管する事業等にかかる旅費については、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、2021年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、2022年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、2023年5月24日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分 職名等	鉄 道 運 賃		船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当		宿 泊 料
	50km 未満	50km 以上				県 内	県 外	
会 長 副 会 長	普通料金	急行・特急・ グリーン料金	実 費	実 費	実 費	1,000 円	3,000 円	上限 15,000 円 の実費
専務理事 常務理事	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	3,000 円	上限 15,000 円 の実費
理 事 監 事	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	2,000 円	上限 12,000 円 の実費
評 議 員 そ の 他	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	2,000 円	上限 12,000 円 の実費
事 務 局 員 職	普通料金	急行・特急 料金	〃	〃	〃	1,000 円	2,000 円	上限 12,000 円 の実費
備 考	<p>1 鉄道運賃算定上の起点は、本人の居住地を起点とする。</p> <p>2 グリーン料金は、グリーン車を利用した場合に支給する。</p> <p>3 市町村バスケットボール協会等の主催者において、交通費、日当及び宿泊料が支給され、本表の額に満たない不足分が生じた場合は、その不足分を支給する。</p> <p>4 宿泊料において、宿泊料実費に夕食分がなく、かつ、日当の支給がない場合は、夕食代として1泊当たり1,000円を支給する。</p> <p>5 本協会育成センターが実施する事業については、別に定めるガイドラインにより支給する。</p>							